

平成 20 年 2 月 26 日

太子町教育委員会 様

太子町社会教育審議会

会長 森 田 文



「社会教育課所管施設の管理運営のあり方」について（答申）

平成 18 年 4 月 25 日付、太教社第 82 号で諮問のあった『太子町新行政改革大綱（第 3 次）実施計画で取り組んでいる「公共施設の民間委託」をうけての社会教育課所管施設の管理運営のあり方』について慎重に審議した結果、次のとおり結論を得たのでここに答申する。

記

本審議会は、各施設の管理運営形態について、施設の設置目的に鑑みて従来通り町の直接管理運営が適当な施設であるか、それとも、必ずしも町直営を必要としない施設であるかを検討した。また、その際民間委託することにより経費の節減と専門性をいかしたサービスの向上を見込むことが出来る施設であるかについて、県下の施設の状況も参考にした。

対象とした施設は、中央公民館、地区公民館、図書館、歴史資料館、文化会館、町民体育館（グラウンド含む）、陸上競技場、テニスコートである。

施設名	管理運営形態	理 由
1 中央公民館	町直営が適当	社会教育の拠点施設であり法の趣旨からして民間委託には馴染まない。むしろ適正な職配置に努め、人的な充実を図るべき施設である。
2 地区公民館	町直営が適当	中央公民館と同様である。しかも、すでに経費の節減に於いては一杯まで切詰められており、民間委託を行っても効果は期待できない。むしろサービスの低下が懸念される。
3 図書館	町直営が適当	現在まで 20 余年積み上げてきた良好な運営実績があり、社会教育施設として極めて公共性が高い。今後もこの状況を続けるべきである。
4 歴史資料館	町直営が適当	「郷土を知る」重要な施設であるとともに貴重な資料を保管する施設であり、また、地域の歴史文化についての継続的な調査研究を行う上で、地域・個人情報を含んだ資料に関わることから民間委託には馴染まない。
5 文化会館	町直営が望ましいが、必ずしも直営を必要とせず	文化芸術の振興の為行う自主事業のあり方については検討を要するが、施設の貸し出し業務は必ずしも町職員である必要がない。
6 町民体育館 （グラウンド含む）	町直営が望ましいが、必ずしも直営を必要とせず	スポーツ指導は職員が直接行っていない。町がスポーツ振興の為行う事業は、社会教育課内に係りを設けることにより対応可能。
7 陸上競技場	町直営が望ましいが、必ずしも直営を必要とせず	施設の貸し出し業務が主である。現在も平常の施設維持管理業務は外部委託である。
8 テニスコート	町直営が望ましいが、必ずしも直営を必要とせず	施設の貸し出し業務が主である。陸上競技場との一体業務として可能。

審議経過及び委員意見

18. 4. 25 「社会教育課所管施設の管理運営のあり方について」諮問

13:30

・諮問趣旨説明

(中央公民館に於いて)

・指定管理者制度の説明

18. 8. 23

13:30

(中央公民館に於いて) 各施設の管理運営状況及び近隣市町の状況について各施設長より説明

委員意見

- 町内で指定できる管理組織は無いと思うが、受託者はあると思われたい。
- 町民全体に門戸が開かれた組織の育成が必要になる。
- 官から民への大きな流れがあるが、受託者側にすれば3～5年で評価され見直しされたのでは経営が不安定になり優秀な人材は集まらないのではないか。また、評価する人も尺度もはっきりしていないと評価は難しい。
- 本当に民間委託する必要があるのか、安くあげたが内容の無いものになったのでは、何をしたのか分からんことになる。
- 各施設それぞれ管理運営の問題点をよく検討して改善していくことにより民間委託しなくても済むのではないのか。

19. 1. 30

13:30

(役場委員会室に於いて) ・事務局より各施設の管理運営状況について補足説明

委員意見

- 公民館は社会教育の拠点であり、基本的に民間委託はなじまないが、現状の使用状況は貸館的な利用が非常に多い、この状況であれば委託も考えられるのではないか。
- 確かに貸館としての利用が多いが、公民館の設置目的からしても町民の学習を支援していく施設として民間委託にはなじまない。
- 公民館だけでなく、これらの施設は住民の文化、芸術、スポーツを振興させる場であり民間委託はどうか考える。また、指定管理者制度を導入しても運営に要する経費は必要である。金がないから委託するというようなものではない。
- 改革の目的は、サービスの中身を落とさず経費の節減を図ることである。管理運営で施設のメインになるところは町職員で行いコントロールしていく。職員数を減じても他でホロウして経費節減をはかり直営で行うべきだ。
- 公民館はまさに町の社会教育施設としてあるもので、もともと営利追求の民間活動にはそぐわないし、基本的に民間委託すべきものでない。建物の管理でなく中身の運営が大事、町直営でやるべきものである。
- コストを抑え収入を増やす方法で可能性のあるのは文化会館のみと考えられる。その他の施設は、民間が運営しても今とあまり変わらない。
- 貸館業務を民間に委託し、それ以外の業務を教育委員会内部で行うようにすれば可能。
- 公民館が貸館でよいのか、施設ごとに考え方を整理する必要がある。公民館に民間のノウハウを入れるといってもそんな民間は入ってこない。チグハグな感じがする。
- 熱意のある人材を配置して、地域の人の力を借りて運営すれば、少ない経費でよい運営ができるのではないか。社会教育は人である。
- 人件費の問題が一番大きいから、運営委員会とかを作り町民の協力を求めていく方法も考えられる。

19. 7. 5

15:30

(役場委員会室に於いて) ・近隣の民間委託を行っている館の状況報告(各施設長より)

委員意見

- 委託先が公民館利用者から構成されたNPO法人になっているが、こういう団体の継続性に不安がある。
- 委託することにより人件費は確かに減になっている。しかし、給料の高い年齢の職員が異動になり、それが減った理由の主なものである。
- もともと職員の数が多かったものが民間委託することにより従事者が減ったため人件費の減が目立つものである。当町の場合は現在ギリギリの職員の配置数であり、数字だけでは判断できない。

個々の施設について（委員意見）

中央公民館

- 公民館は社会教育の拠点であり、基本的に民間委託はなじまないが、現状の使用状況は貸館的な利用が非常に多い、この状況であれば委託も考えられなか。
- 確かに貸館としての利用が多いが、公民館の設置目的からしても町民の学習を支援していく施設として民間委託にはなじまない。
- 公民館だけでなく、これらの施設は住民の文化、芸術、スポーツ振興させる場であり、民間委託はどうかと考える。また、指定管理者制度を導入しても運営に要する経費は必要である。金がないから委託するというようなものではない。
- 公民館が貸館でよいのか、施設ごとに考え方を整理する必要がある。公民館に民間のノウハウを入れるといってもそんな民間は入ってこない。チグハグな感じがする。
- 公民館はまさに町の社会教育施設としてあるもので、もともと営利追求の民間活動にはそぐわないし、基本的に民間委託すべきものでない。建物の管理でなく中身の運営が大事、町直営でやるべきものである。

19. 11. 16

13:30

地区公民館

- 貸館を中心とするコミセン的な運営でよいなら地元自治会等への委託も可能と考える。しかし、それを統括する中央公民館は町直営でなければ地域間格差や施設管理面で問題が生じる。
- 地区館についても中央公民館と同様の意見である。
- 経費の面では民間委託しても変わらない程度で現在管理運営されている。従来のとおりこの形態でよい。公民館のコミセン化は避けねばならない。
- 今の体制で公民館に優れた人材を配置して、公民館を活性化すべきである。
- 公民館は常にアンテナを立て地域の人材を活用するようにするべきである。これは行政直営であってこそできるものである。
- 公民館設置の目的からして民間だからサービスの向上になるというものでない。運営形態は現在のままで、中身をしっかりとってもらいたい。
- 中央公民館を活性化させると同時に各地区館はそれぞれ特色を持った運営を行うべきである。

文化会館

- コストを抑え収入を増やす方法で可能性のあるのは文化会館のみと考えられる。
- 高額なイベントもあり専門性の高いものがあるが、現在の文化振興協会を法人化し委託する方法も考えられる。
- 受け手が無いか分からないが、貸館業務と自主事業業務を分けて委託する方法もある。
- 民間委託することによって自主事業の内容に偏りが生じる恐れがある。
- 他市で民間委託している施設もあるが、民間事業者は自分たちの手の中で運営するから、町の方向性が見失われてしまう。
- 事業で一時的に人数が必要な場合など、図書館等他の施設と応援協力し合い、文化村の一体的運営を行い、職員数の削減を図り経費の節減を行う。また、アルバイトや嘱託職員、有償ボランティアの活用も考える。

図書館

- 今の図書館運営は素晴らしいと思います。今までの運営で折角いいものが出来ているのに何とかこのまま続けてほしい。民間委託には慎重であるべきだ。
- 図書館を学習の場として提供してほしいとの声があるが、学校図書館と違い公共図書館の場合はそうではない、そういうことを行っている図書館と比べ断然雰囲気が良い。
- 蔵書の偏りが生じないのなら民間委託も可能だ。
- 蔵書のデータ化による貸し出し事務の合理化もよいが、図書館職員との本を通しての相談や会話も図書館を利用する者へのサービスである。今まで積み上げてきたものを大事にしなければならない。

歴史資料館

- 民間運営により学芸委員がころころ変わるようでは困るし、地域のことがよく分かっていないと仕事ができない。
- 太子町の歴史資料を保管する施設であり、地域文化財についての展示や地域のことが分かっている学芸員の説明であってこそその資料館であり、民間委託には馴染まない施設である。

体育館

- 日常の管理（貸館）業務については民間に委託してもできるのではないか。しかし、施設全体の管理は古くなって来ているので町がやらないと無理だろう。
- スポーツ振興業務のうち協会事務は協会自らが行っていくようにして、あとの業務は社会教育課にて行えば施設の貸し出し業務は民間委託も可能である。

陸上競技場、テニスコート

- 体育館の管理施設であるが、実質の日常業務はそのほとんどが嘱託職員やシルバー派遣によって行われており、体育館の場合と同じく施設の貸し出し業務を民間委託しても問題ないと考ええる。

県内施設の状況

全体的には公民館、図書館など社会教育施設として位置づけられている施設においては、法の改正後も市、町とも直営がほとんどで、指定管理者に移行したところは少ない。また、体育館や文化会館などスポーツ、文化活動施設は、市においては従来から財団等に委託されて管理運営されてきた施設が多く、その財団等がそのまま指定管理者として指定されている。町にあっては施設開設時から直営で行ってきたところが多く、改正後もあまり変更はない。（資料1）また、近隣で指定管理者制度に基づき管理運営を行っている施設の状況は別紙のとおりである。（資料2）

兵庫県内 公民館指定管理者導入状況

市町名	公 民 館 名	指定管理者名	管理者の種別	募集方法	指定期間
神戸市	市立住之江公民館外 6 館		直営		
尼崎市	市立中央公民館外 21 館		直営		
西宮市	市立中央公民館外 23 館		直営		
芦屋市	市立公民館		直営		
伊丹市	市立中央公民館		直営		
宝塚市	市立中央公民館外 2 館		直営		
川西市	川西中央公民館外 9 館		直営		
三田市	中央公民館外 1 館		直営		
猪名川町	町立中央公民館外 2 館		直営		
加古川市	市立加古川公民館外 10 館		直営		
	市立別府公民館	運営委員会	公共的団体	非公募	3年間
高砂市	高砂公民館外 7 館		直営		
播磨町	中央公民館	NPO 法人まちづくりサポートはりま	民間事業者	公募	3年間
稲美町	町立ふれあい交流館		直営		
西脇市	中央公民館外 1 館		直営		
三木市	中央公民館外 11 館		直営		
加西市	善防公民館外 3 館		直営		
加東市	社公民館外 2 館		直営		
多可町	中央公民館外 2 館		直営		
姫路市	市立太市公民館外 61 館		直営		
神河町	神崎公民館外 1 館		直営		
福崎町	中央公民館外 1 館		直営		
相生市	市立相生公民館外 4 館		直営		
たつの市	市立中央公民館外 8 館		直営		
赤穂市	中央公民館外 10 館		直営		
上郡町	町立山野里公民館外 6 館		直営		
豊岡市	豊岡中央公民館外 33 館		直営		
養父市	市立八鹿公民館外 4 館		直営		
朝来市	生野公民館外 8 館		直営		
香美町	町立香住区中央公民館外 10 館		直営		
新温泉町	浜坂公民館外 2 館		直営		
篠山市	城東公民館外 5 館		直営		
丹波市	柏原公民館 9 公民館		直営		
洲本市	中央公民館外 12 館		直営		
南あわじ市	緑公民館外 22 館		直営		
淡路市	中央公民館外 19 館		直営		

兵庫県公共図書館指定管理者導入状況

市町名	図書館名	指定管理者名	管理者の種別	募集方法	指定期間
兵庫県	兵庫県立図書館		直営		
相生市	相生市立図書館		直営		
明石市	明石市立図書館	NTTデータ・DHS・NTTファシリティーズ共同事業体	共同事業体	公募	3年
	西部図書館				
赤穂市	赤穂市立図書館		直営		
朝来市	朝来市和田山図書館		直営		
芦屋市	芦屋市立図書館		直営		
尼崎市	尼崎市立中央図書館		直営		
	北図書館		直営		
淡路市	淡路市立津名図書館		直営		
	一宮図書館		直営		
	東浦図書館		直営		
	北淡図書館		直営		
伊丹市	伊丹市立図書館		直営		
	北分館	NPOまちづくりステーションきらめ	NPO	公募	3年
	南分館	(財)伊丹市文化振興財団	財団法人	特定	3年
小野市	小野市立図書館		直営		
加古川市	加古川市立中央図書館		直営		
	加古川市立加古川図書館		直営		
	加古川ウェルネスパーク図書館	(財)加古川ウェルネス協会	財団法人		
	加古川海洋文化センター図書		財団法人		
加西市	加西市立図書館		直営		
加東市	加東市立中央図書館		直営		
	滝野図書館		直営		
	東条図書館		直営		
	図書・情報センター		直営		
川西市	川西市立中央図書館		直営		
神戸市	神戸市立中央図書館		直営		
	北図書館		直営		
	北図書館北神分館		直営		
	三宮図書館		直営		
	新長田図書館		直営		
	須磨図書館		直営		
	垂水図書館	未定(平成20年度より)	未定	公募	4年
	灘図書館	未定(平成20年度より)	未定	公募	4年
	西図書館	未定(平成20年度より)	未定	公募	4年
	東灘図書館		直営		
	兵庫図書館		直営		
篠山市	篠山市立中央図書館		直営		
三田市	三田市立図書館		直営		
	ウッディタウン分館		直営		
宍粟市	宍粟市立図書館		直営		
洲本市	洲本市立洲本図書館		直営		
	五色図書館		直営		
高砂市	高砂市立図書館		直営		
宝塚市	宝塚市立中央図書館		直営		
	西図書館		直営		
たつの市	たつの市立龍野図書館		直営		
	揖保川図書館		直営		
	新宮図書館		直営		
	御津図書館		直営		
丹波市	丹波市立中央図書館		直営		
	青垣図書館		直営		
	市島図書館		直営		
	柏原図書館		直営		
	春日図書館		直営		
	山南図書館		直営		

市町名	図書館名	指定管理者名	管理者の種別	募集方法	指定期間
豊岡市	豊岡市立図書館		直営		
	出石分館		直営		
	城崎分館		直営		
	竹野分館		直営		
	但東分館		直営		
	日高分館		直営		
西宮市	西宮市立中央図書館		直営		
	北口図書館		直営		
	鳴尾図書館		直営		
	北部図書館		直営		
西脇市	西脇市図書館		直営		
姫路市	姫路市立城内図書館		直営		
	青山分館		直営		
	網干分館		直営		
	家島分館		直営		
	香寺分館		直営		
	旗磨分館		直営		
	白浜分館		直営		
	手柄分館		直営		
	東光分館		直営		
	花北分館		直営		
	東分館		直営		
	広畑分館		直営		
	安富分館		直営		
	安室分館		直営		
	夢前分館		直営		
三木市	三木市立図書館		直営		
南あわじ市	南あわじ市三原図書館		直営		
	南淡図書館		直営		
市川町	いしかわ図書館		直営		
猪名川町	猪名川町立図書館		直営		
稲美町	稲美町立図書館	NPOライブラリーCOSMO	NPO	公募	3年
佐用町	佐用町立図書館		直営		
新温泉町	新温泉町立加藤文太郎記念図書館		直営		
太子町	太子町立図書館		直営		
多可町	多可町図書館		直営		
播磨町	播磨町立図書館	図書館流通センター(株)	民間事業者	公募	3年
福崎町	福崎町立図書館		直営		

兵庫県内博物館施設の指定管理者導入状況

平成19年10月現在

*は兵庫県博物館協会未加入館

設置者	館 名	種別	指定管理者	管理者 の種類	募集 方法	指定 期間
兵庫県	兵庫県立歴史博物館	歴史	(財)兵庫県芸術文化協会	直営	非公募	
兵庫県	兵庫県立考古博物館	歴史		直営		
兵庫県	淡路人形浄瑠璃館	歴史		直営		
兵庫県	兵庫県立美術館	美術		直営		
兵庫県	分館・原田の森ギャラリー	美術		公共的団体		
兵庫県	兵庫県円山川公苑美術館	美術		直営		
兵庫県	兵庫陶芸美術館	美術		直営		
兵庫県	兵庫県立人と自然の博物館	自然史		直営		
兵庫県	兵庫県立西はりま天文台公園	理工	佐用町	地方自治体	非公募	
神戸市	神戸市立博物館	歴史	神戸市産業振興財団 (株)神戸新聞地域創造	直営	公募 公募	4年 (4年)
神戸市	* 神戸市埋蔵文化財センタ	歴史		直営		
神戸市	神戸市立小磯記念美術館	美術		直営		
神戸市	神戸ファッション美術館	美術		公共的団体		
神戸市	* 神戸文学館	文学		民間事業者		
神戸市	神戸市立水の科学博物館	自然史		直営		
神戸市	神戸市立青少年科学館	理工	大阪ガスビジネスクリエイト株式会社・大阪ガスセキュリティサービス株式会社	民間事業者	公募	4年
芦屋市	芦屋市立美術博物館	美・歴	(有)三有	直営	公募	5年
芦屋市	* 谷崎潤一郎記念館	文学		民間事業者		
尼崎市	尼崎市立田能資料館	歴史		直営		
西宮市	西宮市立郷土資料館	歴史		直営		
西宮市	西宮市貝類館	自然史		直営		
伊丹市	伊丹市立博物館	総合	(財)伊丹市文化振興財団	直営	非公募	3年
伊丹市	* 伊丹市美術館	美術		公共的団体		
三田市	* 三田市歴史資料収蔵センター	歴史	(社)三田市シルバー人材センター	公共的団体	非公募	3年
三田市	* 旧九鬼家住宅資料館	歴史	(社)三田市シルバー人材センター	公共的団体	非公募	3年
明石市	明石市立文化博物館	歴史	乃村工藝社・NTTフアシリティーズ共同事業体	民間事業者	公募	3年
明石市	明石市立天文科学館	理工		直営		
稲美町	稲美町立郷土資料館	歴史	(財)加古川市文化振興財団	直営	非公募	3年
加古川市	加古川市総合文化センター	歴史		公共的団体		
播磨町	播磨町郷土資料館	歴史		直営		
小野市	小野市立好古館	歴史		直営		

加東市	加古川流域滝野 歴史民俗資料館	歴史		直営		
多可町	多可町立杉原紙研究所	民俗		直営		
西脇市	にしわき経緯度 地球科学館	理工		直営		
西脇市	西脇市郷土資料館	歴史		直営		
西脇市	西脇市岡之山美術館	美術		直営		
三木市	三木市立堀光美術館	美術		直営		
三木市	三木市立金物資料館	理工		直営		
姫路市	* 姫路市立 埋蔵文化財センター	歴史		直営		
姫路市	姫路文学館	文学		直営		
姫路市	姫路市書写の里 ・美術工芸館	美術		直営		
姫路市	姫路市立美術館	美術		直営		
姫路市	姫路科学館	理・自		直営		
福崎町	福崎町立 神崎郡歴史民俗資料館	歴史		直営		
相生市	相生市立歴史民俗資料館	歴史		直営		
赤穂市	赤穂市立歴史資料館	歴史	(財)赤穂市文化振興財団	公共的団体	非公募	3年
赤穂市	赤穂市立民俗資料館	歴史	(財)赤穂市文化振興財団	公共的団体	非公募	3年
赤穂市	赤穂市立美術工芸館 田淵記念館	美術	(財)赤穂市文化振興財団	公共的団体	非公募	3年
赤穂市	赤穂市立海洋科学館	理工	(財)赤穂市文化振興財団	公共的団体	非公募	3年
上郡町	上郡町郷土資料館	歴史		直営		
宍粟市	宍粟市歴史資料館	歴史		直営		
宍粟市	たたらのさと学習館	歴史		直営		
たつの市	たつの市立 龍野歴史文化資料館	歴史		直営		
たつの市	たつの市立 埋蔵文化財センター	歴史		直営		
たつの市	* たつの市立室津海駅館	歴史		直営		
たつの市	* たつの市立室津民俗館	歴史		直営		
たつの市	* たつの市立 御津歴史資料館	歴史		直営		
たつの市	* 矢野勘治記念館	文学	(財)霞城館	財団法人	非公募	3年
朝来市	朝来市和田山郷土歴史館	歴史		直営		
朝来市	あさご芸術の森美術館 ・淀井敏夫記念館	美術		直営		
豊岡市	いずし古代学習館	歴史		直営		
豊岡市	城崎文芸館	歴史	城崎温泉観光協会	公共的団体	非公募	3年
豊岡市	但馬国府・国分寺館	歴史		直営		
豊岡市	* 豊岡市出土文化財 管理センター	歴史		直営		
豊岡市	植村直己冒険館	その他		直営		

豊岡市	伊藤清永美術館	美術		直営		
豊岡市	日本モンゴル民族博物館	民族		直営		
香美町	香美町海の文化館	理工		直営		
養父市	養父市立大庄屋記念館 (旧長島家住宅)	歴史		直営		
篠山市	篠山市チルドレンズミュージアム	総合		直営		
篠山市	篠山市立歴史美術館	歴・美	※プロビス篠山	民間事業者	公募	5年
篠山市	丹波伝統工芸公園・立杭陶の里	美術		直営		
丹波市	* 丹波市立柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館	歴史		直営		
丹波市	丹波市立春日歴史民俗資料館	歴史		直営		
丹波市	丹波市立植野記念美術館	美術		直営		
丹波市	青垣いきものふれあいの里	自然		直営		
淡路市	淡路市北淡歴史民俗資料館	歴史		直営		
南あわじ市	南あわじ市滝川記念美術館・玉青館	美術		直営		
洲本市	洲本市立淡路文化史料館	総合		直営		
洲本市	高田屋顕彰館・歴史文化資料館	歴史	(財)五色ふるさと振興公社	公共的団体	公募	3年

兵庫県公立文化施設指定管理者導入状況 (平成19年4月20日現在)

市町名	施設名	指定管理者名	管理者の種別	募集方法	指定期間
穴栗市	山崎文化会館	(財) 山崎文化振興財団	公共的団体	非公募	3年間
伊丹市	伊丹市立演劇ホール	(財) 伊丹市文化振興財団	公共的団体	非公募	3年間
	伊丹市立文化会館				
	伊丹市立音楽ホール				
多可町	多可町文化会館		直営		
三木市	吉川総合公園文化体育館		直営		
	三木市文化会館	(財) 三木市文化振興財団	公共的団体	非公募	3年間
淡路市	淡路市立岩屋文化ホール	淡路町商工会	民間事業者	公募	2年半
	淡路市立しずかホール		直営		
朝来市	朝来市文化会館		直営		
稲美町	稲美町文化会館		直営		
猪名川町	猪名川町文化体育館		直営		
加東市	やしろ国際学習塾	(財) 加東文化振興財団	公共的団体	非公募	2年半
	東条文化会館				
赤穂市	赤穂市文化会館	(財) 赤穂市文化振興財団	公共的団体	非公募	3年間
福崎町	福崎町エルデホール		直営		
姫路市	姫路市市民会館		直営		
	姫路市文化センター	(財) 姫路市文化振興財団	公共的団体	非公募	3年間
	姫路キャスパホール				
丹波市	ライフピアいちじま		直営		
たつの市	アクアホール	(財) 童謡の里龍野文化振興財団	公共的団体	非公募	2年半
	赤とんぼ文化ホール				
佐用町	さよう文化情報センター		直営		
新温泉町	文化体育館夢ホール		直営		
三田市	総合文化センター	ジェイコムグループ	民間事業者	公募	4年半
川西市	川西市文化会館	(財) 川西文化財団	公共的団体	非公募	2年半
	みつなかホール				
神戸市	神戸文化ホール	(財) 神戸市民文化振興財団	公共的団体	公募	4年間
加古川市	加古川市民会館	(財) 加古川市文化振興公社	公共的団体	非公募	3年間
明石市	明石市立市民会館	神戸新聞・神戸国際会館共同事業体	民間事業者	公募	3年間
西宮市	西宮市民会館	(財) 西宮市文化振興財団	公共的団体	非公募	2年間
豊岡市	豊岡市民会館		直営		
芦屋市	芦屋市民センター		直営		
西脇市	西脇市民会館	(財) 西脇市文化・スポーツ振興財団	公共的団体	非公募	5年間
高砂市	高砂市文化会館	(財) 高砂市施設利用振興財団	公共的団体	非公募	3年間
養父市	八鹿文化会館		直営		
小野市	小野市民会館		直営		
	うるおい交流館	NPO法人北播磨市民活動支援センター	NPO法人	非公募	5年半
加西市	加西市民会館	国際ライフパートナー株式会社	民間事業者	公募	3年間
宝塚市	文化施設ベガホール	(財) 宝塚市文化振興財団	公共的団体	非公募	2年間
	ソリオホール				
篠山市	たんば田園交響ホール		直営		
兵庫県	丹波の森公苑ホール	(財) 兵庫丹波の森協会	公共的団体	非公募	3年間
	県立芸術文化センター	(財) 兵庫県芸術文化協会			
	県立文化体育館	(財) 兵庫県体育協会			2年間

兵庫県公立体育施設指定管理者導入状況

市町名	施設名	指定管理者名	管理者の種別
神戸市	市立中央体育館		直営
	市立王子スポーツセンター		直営
	神戸総合運動公園	(財) 神戸市公園緑化協会	公共的団体
尼崎市	記念公園総合体育館	(財) 尼崎市スポーツ振興事業団	公共的団体
	記念公園運動施設	(財) 尼崎市スポーツ振興事業団	公共的団体
西宮市	西宮中央体育館	(財) 西宮スポーツセンター	公共的団体
	中央運動公園施設	(財) 西宮スポーツセンター	公共的団体
芦屋市	市立体育館・青少年センター	特定非営利活動法人芦屋市体育協会	民間事業者
伊丹市	財団法人伊丹スポーツセンター	(財) 伊丹スポーツセンター	公共的団体
宝塚市	市立スポーツセンター	(財) 宝塚市スポーツ教育振興公社	公共的団体
川西市	川西市総合体育館	(財) 川西市体育スポーツ振興事業団	公共的団体
	川西市市民運動場	(財) 川西市体育スポーツ振興事業団	公共的団体
猪名川町	猪名川町スポーツセンター		直営
三田市	城山公園	(財) 三田市都市整備管理公社	公共的団体
	駒ヶ谷運動公園	(財) 三田市都市整備管理公社	公共的団体
明石市	明石中央体育館	(株) ホープ	民間事業者
	明石海浜公園	サン・アメニティ	民間事業者
三木市	三木市民体育館	長谷川体育施設株式会社	民間事業者
	吉川総合公園	長谷川体育施設株式会社	民間事業者
高砂市	高砂市総合運動公園	(財) 高砂市施設利用振興財団	公共的団体
小野市	小野市総合体育館	(財) 小野市都市施設管理協会	公共的団体
加西市	加西市体育施設	(株) ホープ	民間事業者
多可町	町立運動施設		直営
稲美町	いなみ野体育センター		直営
播磨町	播磨町総合体育館	NPO法人スポーツクラブ21はりま	民間事業者
	秋ヶ池運動場	NPO法人スポーツクラブ21はりま	民間事業者
姫路市	中央体育館	(財) 姫路市スポーツ振興財団	公共的団体
	市立総合スポーツ会館	(財) 姫路市スポーツ振興財団	公共的団体
	市立陸上競技場	(財) 姫路市スポーツ振興財団	公共的団体
相生市	相生市民体育館		直営
	相生スポーツセンター		直営
たつの市	市立龍野体育館		直営
	新宮スポーツセンター		直営
	揖保川スポーツセンター		直営
	御津体育館		直営
赤穂市	総合体育館	(財) 赤穂市公園施設管理協会	公共的団体
	赤穂城南緑地公園	(財) 赤穂市公園施設管理協会	公共的団体
市川町	市川町スポーツセンター		直営
豊岡市	総合体育館		直営
養父市	つるぎが丘公園		直営

指定管理者制度を導入した施設の調査報告

1. 施設名 播磨町中央公民館(加古郡播磨町東本荘1丁目50番40号)
2. 施設の規模
- | | |
|--------|--|
| 建築年 | 昭和53年10月 |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 延床面積 | 2,095㎡ |
| 施設内容 | 地階：実習室・機械室 |
| | 1階：研修室1・特別研修室・大ホール・ロビー・喫茶コーナー・事務室・管理人室・トイレ |
| | 2階：研修室3・4・5・視聴覚室・和室・料理教室・トイレ |
| 年間利用件数 | 4,153件(平成16年度) |
| 年間利用人数 | 89,081人(平成16年度) |
3. 委託事業内容
- ア)館長業務 指定管理業務に統括的な責任を持ち、播磨中央公民館を統括し、利用者に対して公民館を代表する総統括管理責任者
- イ)施設及び設備の維持管理に関すること
- ウ)物品の保管及び経理に関すること
- エ)その他庶務に関すること(人事・契約・広報他)
- オ)使用料の徴収など窓口業務の運営管理に関すること
- カ)社会教育法第22条の規定による事業
- キ)ボランティアの育成支援
- ク)関係機関との連携
- ケ)利用状況の記録統計等に関すること
- コ)その他公民館運営に必要なこと
- それぞれの項目の詳細については、指定管理者運営仕様書に記載している。

4. 委託経緯

町長からの指示

平成15年9月2日に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度の導入が可能となった為に、町の方針として制度導入の検討、研究に着手する。(別紙参照)

公民館については、利用者グループが運営について以前より希望を持っており、平成16年度よりグループ代表者による、指定管理者になるべく準備をすすめた。

公募とした結果、3者の応募があり(民間1・NPO2)、NPO法人化とした利用者グループが指定管理者となり、平成18年4月1日より指定管理業務を開始する。

本庁舎外にある社会教育施設を指定管理者制度を導入(郷土資料館のみ町直営)
(公民館、コミセン、図書館、総合スポーツ施設等)

5. 委託先の状況

事務所 公民館の住所

(役員 理事10人以上30人以内、監事2人・任期2年・理事長は理事の互選で1名)

6. 現在の運営状況

利用状況に応じて、ボランティアを加える

デメリット.

利用時間の延長(以前9:00~17:30 現在8:30~21:30)

経費の節減(17年度と比べ約500万円の減)

デメリット

8. その他

月1回 行政と5館(公民館・コミセン4館)とが連絡会議を開催

指定管理者制度を導入した施設の調査報告

施設名	稲美町立図書館
業務内容	本の貸出・返却 宅配 レファレンス 文献複写
規模	床面積 863㎡ 地上2階、地下1階(機械室)
蔵書冊数	93,587冊
委託経緯	平成17年1月 町が公募。図書館支援ボランティアを法人化した下記NPOが町の要請で応募、採用された。
委託先の名称	特定非営利活動法人 ライブラリーCOSMO
委託開始時期	平成17年4月
契約期間	3年間
委託料	平成17年度 33,103千円 平成18年度 33,108千円 平成19年度 33,108千円 委託料の内容は、図書購入費、備品購入費、コンピュータシステム運営費、人件費等。 施設の保守管理、光熱水費、電話料金等は町役場が負担する。 人件費は委託前の約3分の1になったが、抑制されすぎているので次回の入札では増額する予定。
職員数	館長(非常勤・NPO理事長)1名 正職員4名 アルバイト 1日平均従事者6名
メリット	平成17,18年とも、事業数が増え、全体的に利用が増加。 開館時間を、旧来10時から18時までを、9時から18時まで、7、8月は9時から21時までと延長。 ボランティアの活用で住民に自分たちの図書館という意識が生まれ、図書館に活力が出た。 決裁が図書館内で済むので、効率よく運営できるようになった。
デメリット	7,8月は21時まで開館しているが、20時を過ぎると利用が減る。長時間の開館は人員配置が難しい。
その他	開館当初から、貸出利用に、町内在住、在学、在勤の制限無し。 駐車場が広く、無料であるため、貸出利用者の6割が町外の利用者。
回答者	特定非営利活動法人 ライブラリーCOSMO理事長兼館長 山本ひとみ氏

指定管理者制度を導入した施設の調査報告

施設名	播磨町立図書館
業務内容	本の貸出・返却 宅配 代理購入 コピー(文献複写)
規模	床面積 1,184.5㎡ 地上2階建て
蔵書冊数	119,208冊
委託経緯	当時の町長が、社会教育施設は全て指定管理でいく、と決定した。
委託先の名称	株式会社図書館流通センター(TRC)
委託開始時期	平成18年4月
契約期間	3年間。運営が期待通りであれば契約終了時に5年契約に移行するであろう。
委託料	各年度5,500万円(図書購入費、マーク等の料金、光熱水費、人件費、20万円以下の修繕料等) 委託以前より約60万円減。数年前から、職員数を減らし、館長は、本庁の職員の兼務とし、人件費を抑制していた。光熱水費は本庁で一括して支払っていたため単純には比較できないが。
職員数	TRCの社員 2名 パート 10名
メリット	民間のノウハウを導入して、運営しているため状況はよい。 本の宅配をしたり、講座を開くなど、以前はできなかったサービスをしている。 休館日は、75日から35日に減少。 開館時間は、旧来10時から18時までを、9時半から19時までと、延長。 平成18年度は、前年度より利用が増加。
デメリット	東京本社で経理をするため、指定管理料の決算等の報告が遅く、議会の要求に間に合わないことが多い。
回答者	播磨町生涯学習グループ 高倉リーダー

指定管理者制度を導入した施設の調査報告

赤穂市立歴史博物館

所在地 赤穂市上仮屋 916-1 (tel. 0791-43-4600 fax. 0791-45-3501)

施設の概要 敷地面積 3,272 m² 建築面積 1,203 m² 延床面積 2,044 m²
展示面積 1,071 m²
構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨) 2階建
開館 平成元年 4月
学芸員 1名(常勤)

委託経緯 平成18年度より指定管理者制度を導入。
総務・学芸(管理・事業)ともすべてを委託している。
平成18~20年の3年間は、民間へ委託するための準備期間という位置づけ、18年度は指定管理者を公募せず、赤穂市文化振興財団に委託。
平成21年度から、指定管理者を公募する(計画)。

委託先 赤穂市文化振興財団

現在の状況 現在、職員は館長(役場の課長職)1名、館長代理(学芸員、係長職)1名、臨時職員2名、計4名。平成17年度まで名誉館長がいた他は、平成16年以前から変わっていない。

その他 役場の職員が財団へ出向して運営を行い、委託の前後で人員に変化はない。身分等も役場勤務当時のまま。

運営面では、平成21年度からの指定管理者公募に備え、施設の修繕等に主力をおいている。そのため、これまで年2回行っていた企画展(特別展)を1回に減らし、その分の予算を施設の修繕にまわしている。したがって、企画展示等の事業費は減っている。

以前は入館者数を重視していたが、入館料を重視するように意識がかわってきた。そのため優待券等の発行も止めた。

常設展入館料	個人	団体(30名以上)	//(100名以上)
大人(高校生以上)	200円	160円	120円
中学生・小学生	100円	80円	60円

その他、開館時間(9:30~17:00)、休館日(火曜日・年末年始)等、変化なし。

資料の整理、データベース化については、行っていない。指定管理に出すに当たって、収蔵資料を明確にすることは不可欠だが、それに対する予算が付かず、実施できていない。

収蔵資料については、充分なリスト化もできておらず、所在確認もはっきりできていない状況。

現在の赤穂市文化振興財団への委託は、民間委託への準備段階という考え方をしている、現時点でメリット・デメリットを考えていない。

明石市立文化博物館

所在地 明石市上ノ丸 2-13-1 (tel. 078-918-5400 fax. 078-918-5409)

施設の概要 敷地面積 6,609 m² 建築面積 2,160 m² 延床面積 5,039 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階建
※ギャラリー・大会議室について、貸し館を行っている。
開館 平成3年10月
学芸員 5名

委託経緯 平成19年度より指定管理者制度を導入。
総務・学芸(管理・事業)ともすべてを委託している。
平成18年8月に指定管理者を公募し、6団体の応募があり、同年10月に選定委員会を開催、指定管理者候補者を決定、同年12月議会で議決を経て決定。平成19年1月に協定書を締結し、4月1日より指定管理者制度開始。

委託先 乃村工芸社・NTTファシリティーズ共同事業体(平成19~21年度、3年間)
乃村工芸社は大手の展示・事業企画業者で、長崎県立歴史博物館、佐賀県立宇宙科学館、東京・葛飾柴又寅さん記念館などの指定管理者になっている。
NTTファシリティーズは、ビルメンテナンス業者。

現在の状況 現在、職員は13名(うち、乃村工芸社社員12名、NTT社員1名)。
その他 学芸員5名で、いずれも他の博物館施設で学芸員として勤務してきたキャリアを持つ者。

昨年度は常勤職員9名、臨時職員10名、計19名で、うち、学芸担当者5名(常勤、うち1名教員)。これらの職員はすべて博物館を離れた。

運営面では、展示事業は、「運営仕様書」により、年3回の特別展、年5回以上の企画展(うち、3回は、明石ゆかりの作家の作品展、文化財担当課と共催の埋蔵文化財展、くらしのうつりかわり展)を維持するよう指示があり、従来と変わらない。

講座事業は、従来から特別展・企画展関係のものしか行われていない。

その他、「運営仕様書」により、従来事業展開が維持されるよう、指示されている。

常設展入館料は以下の通り。現在のところ変化なし。

常設展入館料	個人	団体(20名以上)
一般	200円	160円
高校生・大学生	150円	120円
中学生・小学生	100円	80円

開館時間が30分延長された。 9:30~17:00 → 9:30~17:30

休館日が減った。 月曜日・第3火曜日・年末年始 → 月曜日・年末年始
特別展開催中は無休

指定管理にするにあたり、収蔵資料を明確にするため、平成14年度から収蔵資料のデータベース化を進めてきた。当初、700万円/1年、その後減額されて350万円/1年になった（国庫補助あり）。しかし、指定管理までに間に合わず、現在もそれに2名が専従して継続中。

開館以来15年を経過し、そのリニューアルについての提案も、指定管理者の業務に含まれている。

指定管理制度を導入してまだ3ヶ月に満たない状況で、メリット・デメリットについては不明。

（参考）太子町立歴史資料館

施設概要	敷地面積	— m ²	建築面積	724 m ²	延床面積	1,159 m ²
	展示面積	422 m ²				
	構 造	鉄筋コンクリート造2階建				
	開 館	平成5年11月（常設展示は平成9年3月）				
	学 芸 員	1名（常勤）				

指定管理者制度を導入した施設の調査報告

施設名 たつの市総合文化会館

(愛称) あかとんぼ文化ホール

施設の概要 所在地 たつの市龍野町富永

開館年月日 平成9年4月1日

建設費(用地費除) 4,573,000千円

敷地面積22,030㎡ 建築面積6,337㎡ 延床面積8,168㎡

構造 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り4階建て

<大ホール>

客席 1,100席(固定席) 車いす席6席 母子鑑賞室

舞 台 プロセニウム形式(可動式)

高さ7.8m~10.2m 間口16.6m 奥行15m

オーケストラピット(使用時は86席減) 音響反射板等

楽屋 楽屋1(5人) 楽屋2(5人) 楽屋3(12人) 楽屋4(12人)

楽屋5(5人)

<中ホール>

客席 342席(固定席) 車いす席4席

舞 台 プロセニウム形式

高さ7m 間口10.9m 奥行7m

楽屋 楽屋6(10人) 楽屋7(4人) 楽屋8(4人)

<リハーサル室> 面積159㎡ 収容人員60人

<ギャラリー> 面積127㎡ 展示壁面の最大延長77m

<会議室1> 面積70㎡ 収容人員40人

<会議室2> 面積42㎡ 収容人員16人

揖保川ふれあい水防センター(河川展示室) 面積200㎡

(愛称) アクアホール

施設の概要 所在地 たつの市揖保川町正條354番地1

開館年月日 平成13年5月1日

建設費(用地費除) 2,320,000千円

敷地面積5,491㎡ 建築面積3,274㎡ 延床面積5,396㎡

構造 鉄筋コンクリート造り4階建て

<ホール>

客席 1階 408席(固定席) 2階82席 車いす席4席 母子鑑賞室

舞 台 寸法 間口13.8m奥行10.8m 高さ8m
面積340㎡

楽屋 楽屋1(13㎡) 楽屋2 楽屋3間仕切りにより2室可(35㎡)

控室(8人)

<リハーサル室> 面積96.5㎡ 収容人員50人

<ギャラリー> 面積101㎡

<会議室1> 面積29㎡ 収容人員12人

<会議室2> 面積29㎡ 収容人員16人

<研修室> 面積67㎡ 収容人員36人

委託の経緯 平成18年3月議会に「公の施設の指定管理者制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例」の提案をし、その中で「たつの市総合文化会館条例」を一部改正し、施設の管理を管理委託制度から指定管理者制度へ移行した

公募等 改正前の地方自治法第244条の2第3項により、設立当初より(財)童謡の里龍野文化振興財団に管理委託していたが、指定管理者制度導入検討委員会で公募を行わないで現行の財団を指定管理者として指定することになった

期間は、平成18年9月2日から2年6月間

運営状況 (組織) 別紙のとおり

18年度管理運営委託料 180,128千円

18年度主催公演補助金 55,300千円

メリット、デメリット 会館設立当初より(財)童謡の里龍野文化振興財団に管理委託していたものを、指定管理者制度へと変わっただけなので、その効果は無い

その他 青少年館も、(財)童謡の里龍野文化振興財団が管理委託
市派遣職員の人件費は一般会計より支出

照会先 たつの市総合文化会館 八木事務局長(たつの市職員)

施設名 宍粟市山崎文化会館
(愛称) サンホールやまさき

施設の概要 所在地 宍粟市山崎町鹿沢88-1
開館年月日 昭和62年11月1日
建設費(用地費除) 917,000千円
敷地面積7,918㎡ 建築面積2,162㎡ 延床面積3,540㎡
構造 鉄筋コンクリート造り一部鉄骨造り3階建て
<大ホール>
客席 644席(固定席)車いす席4席 移動席18席 母子鑑賞室
舞 台 高さ8m 間口14m 奥行12m
音響反射板等
楽屋 楽屋2室
リハーサル室 面積104㎡
特別会議室22㎡
会議室 面積60㎡
研修室 面積151㎡
和室 面積40㎡
茶室 面積7㎡

事業の内容 文化会館の運営、文化会館の施設並びに設備の維持管理、文化(自主文化)事業の開催

委託の経緯 指定管理者としての能力を活用し、会館の利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって文化の向上と公共福祉の増進を図ることを目的に管理運営を委託した。
指定期間 平成18年4月1日から平成21年3月31日

委託先 (財)山崎文化振興財団

現在の運営状況

職員数 財団法人3名 臨時1名
指定管理料(19年度当初) 43,000千円(年4回払い)
自主文化事業補助金7,500千円
平成18年度清算1,500千円を市へ返納

メリット、デメリット 現在のところ特になし

理由 指定管理者制度を導入するにあたり、公募することなく、
指定管理者制度導入前の（財）山崎文化振興財団を指定管理者
としたため

その他

施設改修費1件100万円を超える場合は市と協議

照会先 宍粟市行革推進課 森本氏

施設名 加西市民会館

施設の概要 所在地 加西市北条町古坂1-1
開館年月日 昭和54年11月1日
建設費(用地費除) 1,186,000千円
敷地面積 8,099㎡ 建築面積 3,378㎡ 延床面積 5,982㎡
構造 鉄筋コンクリート造り3階建て

<文化ホール>

客席 1,000席(固定席)車いす席6席 母子鑑賞室

舞台 高さ7.5m 間口18m 奥行10m

脇花道 7m×1.5m(両軸)

ホワイエ 450㎡

楽屋 楽屋3室(大室1・小室2)控え室1

リハーサル室 1室

映写投光室

<コミュニティセンター>

1階 会議室、各種団体事務所6室

2階 視聴覚室、会議室、和室、工芸室、美術教室、料理教室、ギャラリー

3階 小ホール(いす席300人)、遊戯室、研修室、談話室、グループ活動室、和室2、娯楽室、ロビー

委託の経緯 会館設立当初より(財)加西市都市施設公社が管理運営していたが、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、加西市民会館について住民の更なる向上と管理運営の効率化を図るため指定管理者を広く公募した

指定管理者 国際ライフパートナー株式会社(民間事業者)
この会社は他に4市を指定管理者として受託している
期間は、平成19年4月1日から3年間

運営状況 管理運営委託料179,010千円(自主事業費を含む)
(59,670千円/年×3年)
指定管理料は増減があっても清算はしない
施設修理(経年劣化)費1件50万円以上は市が負担
委託前職員5.5名(市職員1名・市嘱託OB1名・臨時社員3名・専務0.5名)

委託後職員5名（正規社員2名・臨時社員3名）

17年度委託金79,302千円

メリット、デメリット （財）加西市都市施設公社より委託してから2ヶ月しか経過していない為、特に利用者からは声として届いていない。が、会館の利用者よりアンケートを取る等の創意工夫が見られるなど今後に期待をしている。

照会先 加西市総務課 藤後氏

指定管理者制度を導入した施設の調査

施設名	スポーツ・レクリエーション施設(播磨町立総合体育館・テニスコート・球場3施設・プール・シーサイドドーム・野外炊飯場・運動公園)
委託業務内容	9施設の施設運営管理
規模	体育館 床面積 3409.48㎡ 地上2階建 テニスコート 人工芝(砂入り)2面 多目的グラウンド 85m×85mナイター設備付 野球専用球場 両翼95m ソフトボールで2面利用できる多目的グラウンド プール 50mプール8コース・20mプール5コース・ファミリープール ドーム (テニス・フットサル・グラウンドゴルフ・イベント)利用できる多目的グラウンド 野外炊飯場 (8人がけバーベキュー卓)5卓・野外炉1ヶ所(6かまど)・10人用テーブル(2セット)・流し台2箇所
委託経緯	平成15年9月2日に地方自治法の一部が改正され、指定管理者制度の導入が可能となった為に、町の方針として制度導入の検討し着手、NPO法人化とした利用者グループが指定管理者となり、平成18年4月1日より本庁舎外にある社会教育施設を指定管理者制度を導入。
委託先の名称	NPO法人(特定非営利活動)スポーツクラブ21はりま
委託開始時期	平成18年4月1日
契約期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日
委託料	指定管理委託料 4,000万円
職員数	事務局8名 ドーム5名 秋ヶ池運動公園3名 (旧職員 4名 嘱託1名 シルバー1)
メリット・デメリット	昨年度にスポーツクラブ21はりま(特定非営利活動法人)に町内9施設の施設の管理・運営事業などを指定管理者として任せられて、2ヵ年が経過をしようとしている、この制度の導入により会員の皆さま、行政や一般の方々のご協力を得て会員数2千人が8千9百人となり、スポーツクラブ21の能力を活用しつつ、行政と共同で地域住民のだれでも、いつでも、どこでも多目的・多世代でスポーツ活動に参加できる環境とプログラム提供、体育施設の管理・運営事業について、住民サービス機能の充実、管理経費のコスト合理化の利用活性化に向けて調査研究に重点を置き、効率的・効果的に対応した円滑な事業を展開できたと思っている。特に利用者から声として届いていない。。
回答者	